

一般競争入札参加者の注意事項

1 はじめに

この入札参加者の注意事項は、賃貸借契約の締結について、四日市市が行う一般競争入札に参加する事業者（以下「入札参加者」という。）が、守るべき事項等が記載されています。入札参加者は、四日市市契約施行規則（昭和 39 年四日市市規則第 12 号）その他関係法令及びこの注意事項の内容を十分理解して入札に参加してください。

2 公告、業務内容の確認

入札参加者は一般競争入札参加資格確認申請書を提出し、入札参加資格があると決定されたときは、公告及び仕様書その他業務内容を示す資料を確認し、当該入札案件の入札条件や契約条件など十分理解したうえで入札に参加するようにしてください。

入札案件について、規格・納入場所・納入期限など仕様書についての質問事項や入札執行上の質問事項については、早め（期限があるときは期限まで）に、調達契約課の事務担当者までお問い合わせください。

3 入札参加資格の取消

入札参加資格があると決定された者が次の各号の一に該当するときは、この者に対して行った入札参加者資格の決定は、特別の理由がある場合を除いて、これを取り消します。

- (1) 契約を締結する能力を有しないとき。
- (2) 破産の宣告を受けたとき。
- (3) 営業不振のため不渡手形を発行したとき。
- (4) 贈賄その他不正行為により起訴されたとき。
- (5) 他の競争入札においてその執行を妨げたとき。
- (6) 他の競争入札において公正な価格を害したとき。
- (7) 他の競争入札において談合（連合）又はそれに類する行為をしたとき。
- (8) その他競争入札に参加させることが不相当となったとき。

4 入札書の記載等

- (1) 公告記載の入札執行時刻までに必ず来庁し、公告記載の執行場所でお待ちください。（開札宣言後の入札への参加はできません。）
- (2) 初度入札のみ、入札書は「入札件名」「入札者名」を記載した封筒に入れてください。（再度入札に移行する場合には、封筒は返却します。）
- (3) 代表者（入札参加資格申請の際に届け出ている代表取締役や受任先の支店長など）以外の方（例：営業担当者）が代理人として参加される場合には、委任状の提出が必要になります。

委任状は、入札書の提出時に併せて提出してください。なお、委任状には下記の事項を記載の上、押印してください。

- ① 入札日
 - ② 住所（入札参加資格申請の際に届け出ている本社や受任先の支店等の所在地）
 - ③ 業者名
 - ④ 代表者名（入札参加資格申請の際に届け出ている代表取締役や受任先の支店長等）
 - ⑤ 使用印鑑（入札参加資格申請の際に届け出ている印影）
 - ⑥ 入札件名
 - ⑦ 入札に出席する者の氏名（営業担当者等の名前）
- (4) 入札書の金額は、アラビア数字によるものとし、文字はかい書で記載してください。なお、入札書には下記の事項を記載・押印してください。
 - ① 入札日
 - ② 所在地（住所）（入札参加資格申請の際に届けている本社や受任先の支店等の所在地）
 - ③ 商号名（業者名）

- ④ 代表者職氏名（入札参加資格申請の際に届け出ている代表取締役や受任先の支店長等）
 - ⑤ 使用印鑑（入札参加資格申請の際に届け出ている印影）
 - ⑥ 入札件名
 - ⑦ 入札金額（消費税及び地方消費税抜きの金額）
 - ⑧ その他特に条件がある場合、その条件の事項
- (5) 開札宣言後の入札書の書換え、引換え又は撤回はできません。

5 入札の辞退

入札を辞退される場合は、辞退理由（「都合により」等のあいまいな表現は避け、具体的に記入してください。）を明記した辞退届を提出していただきます。辞退届の提出が入札時間までに間に合わない場合は、必ず入札日の前日までに調達契約課の事務担当者までご連絡ください。

辞退を理由として以後の入札について不利益な扱いを受けることはありません。

6 再度入札

- (1) 開札をした場合において、各人の入札のうち予定価格の制限の範囲内の価格の入札がないときは、再度入札を行います。
- (2) 再度入札において、その前回の入札が無効とされた者は、除くことがあります。（指名競争入札参加者心得第 11 条第 2 項）
- (3) 再度入札の回数は、原則として二回を限度とします。入札書は初度入札とあわせてあらかじめ 3 枚準備してください。なお、入札書には下記の事項を記載・押印してください。
 - ① 入札日
 - ② 住所（入札参加資格申請の際に届け出ている本社や受任先の支店等の所在地）
 - ③ 業者名
 - ④ 代表者名（入札参加資格申請の際に届け出ている代表取締役や受任先の支店長等）
 - ⑤ 使用印鑑（入札参加資格申請の際に届け出ている印影）
 - ⑥ 入札件名
 - ⑦ 入札金額（消費税及び地方消費税抜きの金額）

7 くじによる落札者の決定

落札となるべき価格の入札をした入札参加者が 2 者以上あるときは、原則として開札当日に当該入札者によるくじ引きを行い落札者を決定します。

なお、くじ引きを辞退することはできません。くじ引きに応じない入札参加者があるときは、入札事務に関係ない本市の職員が代理でくじ引きを行います。その結果に対して異議の申し立てはできません。

8 入札の無効

- (1) 四日市市契約施行規則第 13 条及び入札参加者心得第 9 条に該当する入札は、無効になりますのでご注意ください。
- (2) 開札後、下記に該当すると判断される場合は、落札結果公表前に当該入札参加者に口頭でその旨を確認し、錯誤であると判明したときは、無効として取り扱うものとします。なお、錯誤無効を再度入札及び指名の判断基準に適用しないものとします。

<民法（明治 29 年法律第 89 号）第 95 条に該当する錯誤>

 - ①一桁誤り
 - ②単位誤り（単価と総額、単位、数量）

その他、入札執行上の手続きについて不明な点がありましたら、あらかじめ下記までお問い合わせください。